

新市の事務所の位置等検討小委員会

第5回会議資料

日 時：平成16年8月17日（火） 午後1時30分～
場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室

那賀5町合併協議会

会 議 次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 新市の名称の選定方法等に関することについて
新市の名称候補最終選定について
懸賞贈呈者の決定方法について (案)

(2) 新市の事務所の位置の選定に関することについて
新市の事務所の建設の是非について

5 その他

6 次回開催日程等について

7 閉 会

新市の事務所の位置等検討小委員会委員名簿

委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	山 下 忠 男	桃 山 町
副 委 員 長	原 延 治	那 賀 町
委 員	根 来 公 士	打 田 町
	木 戸 昌 明	
	奥 順 司	
	服 部 一	粉 河 町
	高 橋 一 正	
	大 西 洋 太 郎	
	東 健 兒	那 賀 町
	藤 田 佐 代 子	
	大 森 道 夫	桃 山 町
	西 平 美 和	
	中 村 慎 司	貴 志 川 町
	高 田 英 亮	
	田 村 美 代 子	
	堂 本 正 秀	那 賀 振 興 局

新市の名称候補第1次選定結果一覧表(20候補) 選定数順

1

候補番号	新市の名称	名称のふりがな	選定委員数(人)	選 定 理 由
192	紀の川市	きのかわし	16	<ul style="list-style-type: none"> ・紀の川は全国的に知られた一級河川であり「かわ」とにごらずに読む川は少ないので。 ・市の中心を流れる母なる川となり、河川名は全国的にも有名であるため。 ・紀の川の知名度が高い。 ・那賀郡5町とも、最も関係深い。 ・五町の中央に位置する紀ノ川は知名度が高く、なじみ深い。 ・紀の川市であれば、ふる里の自然から命名したもので、誰もが親しみをおぼえられる地名であると思います。 ・全国に知られた名称。 ・紀北の名流「紀の川」は新市の東西を流れ、市民の水源となっている。古来、水(川)を治める者が優れた民政と言われてきた。母なる紀の川が東から西に流れる如く、平和で豊かな市となることを祈念してこの名を推薦します。 ・募集集計結果をふまえて。 ・5町は昔より紀ノ川から豊かな恵みを受け、また荒れ狂う紀ノ川をどう治めるか等、常に紀ノ川と向きあい、共に生きてきた。5町共通してかけがえのない雄大な川であるから。字面もよい。 ・幅広く知られる紀伊の川。 ・紀の川を中心に発展するまち。 ・紀の川は、地域の中心を流れ、那賀5町にとってなじみが深く、全国的にも知名度が高い。 ・5町の中央を流れている紀の川、又なじみ深い。 ・全国的に知名度が高く、那賀5町にとって親しみやすく、なじみやすい名前。
223	紀の里市	きのさとし	12	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農協との関連から同一名を採用するのもいいのでは。 ・那賀5町のJAがこの名称を使うなど、親しみがあり、ソフトな感じを受けるため。 ・地域の特徴がイメージできる。 ・優しい印象を与え、地域の特徴を的確にとらえている。 ・田園都市にふさわしい名称。 ・語感がやさしく、親しみがある。新市の山や田園風景が目につかぶようで、JAの名称とも重なり知名度を広げることとなる。 ・名称から5町の歴史を感じさせる。また「癒し」「日本のふるさと」をイメージさせる。農業のまち(市)として目下、日本国内に発進しており、名声にふさわしい。 ・紀の里に位置するまち。 ・「紀州の里」として耳ざわりの言い言葉であり、ふるさとを感じさす響きがいい。

候補番号	新市の名称	名称のふりがな	選定委員数 (人)	選 定 理 由
425	那賀市	ながし	11	<ul style="list-style-type: none"> ・那賀郡は一つと言う形で今日まで進んで来た経過から。 ・郡名を残す。 ・那賀は奈良時代からの地名であり、長い間親しんで来た由緒ある地名を後世まで残したい。 ・住民が親しんできた名称。 ・那賀郡の5町が合併するのだから「那賀市」と呼ぶことで違和感がなく、明解である。 ・今回那賀郡6町のうち5町までもが合併し、1つになる。「那賀郡」の「那賀」は昔より親しまれてきた重みのある名称であるから。 ・なれ言葉として。 ・那賀郡5町が市となるから。 ・那賀郡として長年親しんできた名前であり、那賀の意味は、お祝いのめでたい国と言う意味でもある。
255	紀北市	きほくし	7	<ul style="list-style-type: none"> ・紀北地方の中心地であるので。 ・紀北地方の中心的な位置となるため。 ・紀北地区の中心。 ・地理的に位置を示している。 ・紀北の主要都市となることを願って。 ・紀州の北部に位置する那賀5町が、合併後に北部の中心地となり発展を願う。
187	きのかわ市	きのかわし	5	<ul style="list-style-type: none"> ・何となくさわやかな感じである。 ・紀ノ川は5町にとって母なる川である。また、ひらがなであると誰もが書きやすい為。 ・ひらがな名は、やさしく、親しみやすい感じがする。 ・全国的に知名度の高い紀ノ川をひらがなによって、簡単にわかりやすく、新鮮な感じもある。
422	なが市	ながし	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「那賀郡」の名を継承しながら、ひらがなで新しいイメージになる。 ・5件推薦ということから。 ・「那賀郡」の「那賀」としてずっと親しまれてきた。また、ひらがなであると誰もが書きやすい為。 ・那賀郡5町が市となるから。漢字よりやわらかい感じとなる。
191	紀ノ川市	きのかわし	3	<ul style="list-style-type: none"> ・5件推薦ということから。 ・全国的に知名度が高く、那賀5町にとって親しみやすく、なじみやすい名前。

候補番号	新市の名称	名称のふりがな	選定委員数 (人)	選 定 理 由
140	紀州市	きしゅうし	2	<ul style="list-style-type: none"> ・紀州紀の川と昔から言われているように、この地域の代名詞でもある。 ・昔から紀州と呼ばれた地名は、全国的にも知られていて、これから和歌山の中心として発展する市にふさわしい。
209	紀の国市	きのくにし	2	<ul style="list-style-type: none"> ・古くから馴染みがあり、やさしい感じがあるため。 ・紀伊の国和歌山県下の空想。
300	粉河市	こかわし	2	<ul style="list-style-type: none"> ・知名度が高い。
70	かがやき市	かがやきし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・町の合併で未来を感じた。
151	紀水市	きすいし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・紀の川の豊かな水を連想させ、清々しいイメージを与える。音の響きも良い。
166	北紀州市	きたきしゅうし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的意味を生かす。
181	紀那市	きなし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・那賀郡5町が1つになり、紀の川が中央を流れる市となるため。
188	きの川市	きのかわし	1	
190	紀の河市	きのかわし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び方は同じでも河川の書き方如何。
217	きのさと市	きのさとし	1	
221	紀の郷市	きのさとし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・紀州の故郷、紀北の故郷、紀の川の故郷を総して、紀の郷市とする。
498	東和歌山市	ひがしわかやまし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市の東に位置しているから当然東和歌山市である。
615	竜門市	りゅうもんし	1	<ul style="list-style-type: none"> ・五町の中心にあり、シンボルとなる。

新市の名称候補第 1 次選定結果と応募状況

候補番号	新市の名称	名称のふりがな	応募順位	応募数	選定委員数	備 考
192	紀の川市	きのかわし	1	322	16	
223	紀の里市	きのさとし	2	283	12	
425	那賀市	ながし	3	204	11	
191	紀ノ川市	きのかわし	4	165	3	
255	紀北市	きほくし	5	122	7	
187	きのかわ市	きのかわし	6	81	5	
422	なが市	ながし	7	48	4	
140	紀州市	きしゅうし	8	31	2	
498	東和歌山市	ひがしわかやまし	8	31	1	
209	紀の国市	きのくにし	10	30	2	
300	粉河市	こかわし	12	23	2	
217	きのさと市	きのさとし	13	20	1	
221	紀の郷市	きのさとし	14	13	1	
166	北紀州市	きたきしゅうし	17	12	1	
181	紀那市	きなし	17	12	1	
615	竜門市	りゅうもんし	19	11	1	
151	紀水市	きすいし	26	8	1	
188	きの川市	きのかわし	26	8	1	
190	紀の河市	きのかわし	82	2	1	
70	かがやき市	かがやきし	131	1	1	

懸賞贈呈者の決定方法等について（案）

1 懸賞について

名付け親大賞	10万円の商品券	1人
名付け親賞	1万円の図書券	10人
アイデア賞	5千円の図書券	20人

2 名付け親大賞の決定方法

- ・新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。
- ・抽選は、那賀5町合併協議会の会場の場において公開で行う。
- ・抽選方法は、抽選箱に対象作品の応募はがきをすべて入れ、会長が抽選を行う。

3 名付け親賞の決定方法

- ・新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、「名付け親大賞」の抽選から漏れたものの中から10名を抽選により決定する。
- ・抽選は、那賀5町合併協議会の会場の場において公開で行う。
- ・抽選については、「名付け親大賞」の例により副会長2名がそれぞれ5名を抽選する。

4 アイデア賞の決定方法

- ・「名付け親大賞」及び「名付け親賞」の対象にならなかった作品の中から20作品を選定する。
- ・選定の基準としては、ユニークな名称・夢のある名称の中から選定する。
- ・選定については、新市の事務所の位置等検討小委員会において各委員1作品を選び（15作品）委員長が残りの5作品を選定する。
- ・各作品について応募者が複数の場合は、その作品ごとに「名付け親大賞」の例により、委員長が抽選し決定する。

5 各賞の決定時期、発表、贈呈について

- ・「名付け親大賞」及び「名付け親賞」は協議会で新しい名称が決定された協議会において抽選し決定する。
- ・「アイデア賞」は「名付け親大賞」及び「名付け親賞」決定後の新市の事務所の位置等検討小委員会で検討、決定し、次回協議会で委員長が報告する。
- ・贈呈については、合併協議会の調印式に「名付け親大賞」のみ贈呈を行い、「名付け親賞」「アイデア賞」については、当該応募者宛に郵送することとする。

新市の事務所の建設の是非について

新庁舎建設についての検討課題

合併後の庁舎方式については、小委員会で決定し、合併協議会で協議・決定される事となりますが、業務の効率上、一番効率的とされる本庁方式に移行するためには、職員の数を減少しつつも、集約可能な施設の確保、生活環境の変化による住民の利便性の問題もあり、新庁舎建設の必要性も出てきます。

また、現在の各町の庁舎をみると、建設後20年以上既に経過しており、耐震性、障害者用設備を考えると、新庁舎建設の必要性が高まってくるとも考えられます。

新庁舎を建設するに当たって問題となるのは 場所 時期 財政問題（合併特例債充当事業として位置づけるのかどうか。）という点であります。

1. 場所

新庁舎建設の場所については、新市の事務所の位置の選定において検討しました地方自治法第4条の「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない」ことを考える必要があります。

2. 時期

新庁舎建設の時期については、現有の庁舎の耐用年数、国の財政支援を受けられる10年の間に建設するのかの検討をする必要があります。（合併特例債の適用）

3. 財政問題

(1) 財源措置の概要

新庁舎の建設事業に対しては、国・県の補助金の制度はありません。（通常は一般単独事業債充当率70%、交付税措置なし）ただし、市町村合併に伴い特に必要であるものと認められれば、合併特例債を活用することができます。

(2) 合併特例債について

合併後の新市が新市建設計画に基づいて行う次の事業又は基金の積立のうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、「合併特例債」という特別な地方債（長期の借入金）をもってその財源とすることが認められます。

- ）新市の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ）新市の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- ）新市における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立

合併特例債の充当率及び交付税算入率は、次のとおりとなっています。

- ）充当率（対象経費のうち地方債を充当できる割合） 95%
- ）交付税算入率（元利償還金に対する交付税措置の場合）70%

(参考)

那賀5町に係る合併特例債	
標準全体事業費	373.9億
標準基金規模の上限	35.1億
合計	409.0億
起債可能額	388.5億（合計×95%）
普通交付税算入率	271.9億（起債可能額×70%）

新庁舎建設についての試算

全体事業費

(単位:円)

	事業費等	備 考
用地費	561,000,000	$33,000\text{円}/\text{m}^2 \times 17,000\text{m}^2 = 561,000,000\text{円}$
建設費	4,309,900,000	$350,000\text{円}/\text{m}^2 \times 12,314\text{m}^2 = 4,309,900,000\text{円}$
合 計	4,870,900,000	
起債対象額	561,000,000	用地費 561,000,000円
	2,405,663,040	建設費 $12,314\text{m}^2 \times 195,360\text{円} = 2,405,663,040\text{円}$

合併特例債と一般単独事業債等の比較

(単位:円)

	合併特例債	一般単独事業債等	差	備 考	
用地費	561,000,000	561,000,000	0	特例債(用地) $561,000,000 \times 95\% = 532,900,000$	
建設費	4,309,900,000	4,309,900,000	0	特例債(建物) $2,405,663,000 \times 95\% = 2,285,300,000$	
合 計	4,870,900,000	4,870,900,000	0		
財 源	起 債	2,818,200,000	2,244,900,000	573,300,000	公共債(用地) $561,000,000 \times 100\% = 561,000,000$
	一般財源	2,052,700,000	2,626,000,000	573,300,000	一般債(建物) $2,405,663,000 \times 70\% = 1,683,900,000$
起債償還額	3,352,991,027	2,858,200,787	494,790,240		
交付税措置額	2,347,093,719	0	2,347,093,719	起債償還額 $\times 70\%$	
実負担額計	3,058,597,308	5,484,200,787	2,425,603,479	一般財源 + 起債償還額 - 交付税措置額	